

令和8年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務

2 業務の目的

糸島市（以下「本市」という。）が白糸の滝周辺で発生する渋滞の緩和や市有財産を有効活用した税外収入の確保などにより持続可能な観光地づくりを進めるため、白糸の滝ふれあいの里駐車場の一部を有料化し、適切な整備及び管理運営を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和14年3月31日まで（5年間）

※準備・工事期間：契約締結後から令和9年3月19日（金）まで

※供用開始：令和9年4月1日から

4 履行場所

白糸の滝ふれあいの里駐車場（第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場）

5 業務内容

受注者は、以下の業務を実施することとする。

なお、各駐車場の駐車台数は把握していないが、過去5年間の白糸の滝ふれあいの里への入込客数は下表のとおりである。

【令和7年度】251,033人 ※自動車以外の移動手段を含む

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6,103	20,669	20,018	64,897	84,790	30,252	12,855	3,600	918	441	732	5,758

【令和6年度】262,772人 ※自動車以外の移動手段を含む

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,303	25,735	20,390	47,152	105,036	38,489	9,033	5,565	1,417	681	1,130	2,841

【令和5年度】193,159人 ※自動車以外の移動手段を含む

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,416	16,392	11,978	33,187	80,210	27,118	7,998	5,543	920	598	1,533	2,266

【令和4年度】183,683人 ※自動車以外の移動手段を含む

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,453	30,327	18,484	43,487	66,095	10,664	872	5,825	680	139	543	1,114

【令和3年度】96,601人 ※自動車以外の移動手段を含む

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4,317	10,506	7,030	35,332	15,697	0	12,399	5,818	1,299	567	1,123	2,513

(1) 計画・整備に関する業務

全てにおいて、渋滞緩和対策を第一に考慮し、24時間駐車可能な駐車場として提案すること。

① 駐車対象車両

以下のとおりとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

- ・道路交通法第2条第1項9号に規定する「自動車」

※大型自動車及び大型特殊自動車並びに長さが5.0メートルを超えるもの又は幅が2.3メートルを超えるものを除く。

- ・道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車
- ・道路交通法第2条第1項第11号に規定する自転車

② システムの導入

基本的には、カメラ式（ナンバー認識システム）とする。

ただし、未払い出庫を防ぐ方策や、他に優れた設備がある場合は比較提案を行うこと。

③ 安全設備の整備

場内の安全管理のため、入出庫・精算確認用とは独立した防犯カメラを提案すること。

④ 各駐車場の整備要件（前提条件）

- ・自動車駐車台数の変更は可とするが、現状より機能が向上することを提案により示すこと。
- ・第1駐車場：出入口を1か所とし、身障者用駐車枠（表示含む。）を1台以上確保すること。
- ・第2駐車場：安全かつ円滑な車両動線を確保すること。
- ・第3駐車場：未整備部分の舗装、路盤工事、ライン工事等を実施し、利用者の利便性向上を図ること。

⑤ 機器等の設置

- ・利用時間、料金等を明記した案内看板、及び、林道入口に満空表示看板（総合満空灯等）を設置すること。
- ・第4駐車場、第5駐車場へ誘導する案内看板を設置すること。
- ・大型自動車が駐車不可となるため、最適な個所に案内看板を設置すること。
- ・料金精算機（紙幣・硬貨対応、釣銭切れ配慮、キャッシュレス決済必須）を各駐車場に1台以上設置すること。なお、詳細な設置場所は、今後の協議とする。
- ・その他、無人有料駐車場に通常必要と考えられる機器を設置すること。

⑥ 供用開始

利用者や周辺住民の妨げにならないよう適切に工事を行い、令和9年4月1日から有料駐車場として供用開始できる状態とすること。

(2) 料金徴収に関する業務

① 料金の徴収・納付

条例で定めた以下の料金を徴収し、本市が指定する金融機関の指定口座へ毎月納付すること。

自動車の種類	駐車料金
普通自動車及び準中型自動車	入庫から 1 時間までごとに300円
中型自動車	入庫から 1 時間までごとに500円
自動二輪車及び原動機付自転車並びに自転車	無料

※10 分無料や当日最大料金は設定しない。

② 減免対応

該当する自動車等について減免することがあるため、スムーズな仕組みを構築すること。

(3) 管理運営・警備業務

① 駐車場内の安全を十分確保し、安全対策の内容を提案すること。

② 利用者対応

災害時等においても対応できるよう、24 時間 365 日対応可能なコールセンターを設置すること。また、外国人対応として日本語以外に英語を必須とし、その他の言語についても対応可能とすること。

③ トラブル対応

事故、故障、釣銭切れ、減免処理漏れ等による出庫トラブル等への一次対応及び苦情対応を責任をもって行うこと。また、必要に応じて、速やかに市へ報告すること。

④ 保守点検

機器の定期保守点検及び緊急時の保守体制を確保すること。

※第 1 駐車場内に設置のトイレは、白糸の滝ふれあいの里指定管理者が維持管理等を行う。

⑤ 交通整理員の配置

繁忙期（主に 7 月～9 月を想定）における混雑緩和に向け、最適な交通整理員の配置（例として有資格者 2 名、無資格者 3 名の計 5 名体制など）を提案・実施すること。

⑥ 連携・対策

長期放置車両に対する対策を講じるとともに、指定管理者が実施するイベント（白糸の滝びらき、あじさい祭りなど）等では、来賓を招いた式典等も開催されるため、白糸の滝ふれあいの里指定管理者とは密な連絡・調整を行い連携して対応すること。

⑦ 渋滞緩和状況のモニタリング

渋滞の緩和効果（特に 7 月～9 月の土日祝日）を適切に把握し、市に報告する仕組みを提案・実施すること。

(4) 債権管理（未収金対応）に関する業務

① 未払い（未納・不正出庫等）の発生状況、車両ナンバー、入出庫日時等のデータを正確に記録し、月報等で遅滞なく市へ報告すること。

② 債権回収の主体は市とするが、システムログやデータの開示など、連携して対応すること。

③ 受注者は、悪質な不正利用や同一車両による繰り返しの未払い、長期未納者等の事案を確認した場合は、速やかに市へ報告するとともに、再発防止に向けた対策等を市に提示し協議すること。

④ 受注者の責に帰すべき事由（システムエラーや精算機不具合等）による未収金は、原則として受注者が損害相当額を補填すること。

6 実績報告書の提出等

① 実績報告書

準備・工事期間の完了報告として、令和9年3月31日までに成果物、支出書類、データ等を添えて提出すること。

② 月報

月末締めで、駐車場の利用状況（入出庫台数、稼働率、駐車時間等）、収支状況、未収金データ等を作成し、翌月20日までに提出すること。

③ 年報

各年度終了後、速やかに提出すること。

④ 工事図面等

現状を変更する場合や簡易な工作物を設置する場合、事前に提出し本市と協議すること。

⑤ 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5年間はこれを適切に保存しなければならない。

⑥ 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も5年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

7 その他特記事項

① 関連例規の遵守及び免責

本業務の実施にあたっては、「白糸の滝ふれあいの里条例」及び同施行規則等を遵守すること。
なお、盗難、毀損、車両同士の接触、火災等不可抗力による損害について本市は賠償の責任を負わない。また、不正行為による料金免脱者に対する過料（5倍相当額等）の処分は本市が行うため、関連データの提供等において適切に連携すること。

② 事業規模と経費負担

本事業の提案にあたっては、初期設備工事（第3駐車場の舗装工事を含む）、機器設置、ならびに毎年保守費・光熱水費・修繕費・通信費・夏季の交通整理員配置費等を十分に想定した上で、5年間の持続可能な運営計画を立案すること。なお、特段の記載がない業務費用は全て受注者の負担とする。

③ 原状回復の義務

物件は現状渡しとし、契約満了時は原則として原状回復のうえ返還すること（原状回復に要する費用は受注者負担）。なお、第3駐車場の舗装等、市が原状回復の必要がないと判断するものについてはこの限りではない。

④ 法令遵守・個人情報の保護

ナンバープレートの画像等を取り扱うため、「個人情報の保護に関する法律」等を厳守し、適切かつ厳重に管理すること。また、工事等に際しては関連法令の手続きを行い、周辺住民の理解を得ること。

⑤ 調整会議・関係者との連携

- ・本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- ・本業務の実施にあたって、発注者及び関係先と十分な連絡・調整を行うこと。

- ・発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは発注者が指定した場所で行うこと。

⑥ 緊急時対応・トラブル・信用失墜行為の禁止

- ・関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、本業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- ・関係団体、協力者、本業務従事者のトラブル並びに現地におけるトラブル等への対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- ・市の信用を失墜する行為をしないこと。

⑦ 再委託の制限

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。一部を再委託する場合は、書面により契約関係を明確にし、本市へ報告の上、適切な指導・管理を行うこと。なお、再委託の相手方は「令和8年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

⑧ その他

- ・本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- ・業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- ・この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行い決定するものとする。